

## 令和7年監査公表第6号（住民監査請求）

地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第5項の規定により、監査を実施したので、その結果を公表する。

令和7年8月25日

半田市監査委員 西川 承

半田市監査委員 小出 義一

### 住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和7年6月23日付け、請求人から提出のあった、地方自治法第242条第1項の規定に基づく「住民監査請求書（16枚）」について、次のとおり通知する。

#### 第1 監査の請求

##### 1 請求人

半田市■■町■■丁目■■番地の■■  
■■ ■■

##### 2 請求書の提出

令和7年6月23日

##### 3 請求の要旨

請求人から提出された、住民監査請求書に記載された事項に基づく請求の要旨は、以下のとおりである。

#### ●令和7年6月23日付け、「住民監査請求書（16枚）」

地方自治法242条1項の規定に則り、本件請求書を提出しますので、必要な措置を求めます。陳述を求めます。

本請求書は、令和7年4月24日付け住民監査請求書（10枚）に対する市監査委員による監査結果の内容に非違判断がみられますので、監査をやり直していただくため、その理由を示して、提出するものです。

#### 第1. 請求の趣旨

令和7年4月24日付け住民監査請求書（10枚）の第1の項に記述している請求の趣旨に、次の請求趣旨を追加します。

(本請求書の12頁～14頁に請求理由を追加しています。)

市建築課は、二人の市監査委員に虚偽の説明をして、同課の不正職務を正当化しており、市職員に求められる職責を果たしていません。この責任は、市建築課長にありますので同課長の1ヶ月分の給与・ボーナス分60万円を半田市に返納するよう求めます。

従って、耐震工事補助金100万円と、今回の60万円の計160万円を不当な公金の支出として、必要なる措置を求めます。

\*「住民監査請求書(16枚)」の内、「第2. 請求の理由」、「第3. 建築に関する用語説明と法規則」、「第4. 令和7年4月24日付け、住民監査請求書(10枚)」に関する、証拠の提出及び陳述について(提出)3枚、「第5. 請求の理由を追加」、「第6. 提出する証拠書証(書証1.～書証7.)」については、記載を省略している。

## 第2 請求の要件審査

令和7年6月23日に提出された住民監査請求書(16枚)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項及び第2項に規定する要件について、所定の要件を具備しているものと認め、令和7年6月30日付けで受理を決定し、同日付けで請求人へ通知した。

## 第3 監査の実施

### 1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して令和7年7月16日に陳述の機会を与え、請求人の陳述を受けた。

(陳述に出席した請求人) ■■ ■■

また、令和7年7月3日、「令和7年6月23日付け、住民監査請求書(16枚)」に関する請求人からの陳述書(4枚)」の提出があり、これを受理した。

### 2 監査の対象事項

請求人から提出された「住民監査請求書(16枚)」の「請求の趣旨」欄には、「市建築課は、二人の市監査委員に虚偽の説明をして、同課の不正職務を正当化しており、市職員に求められる職責を果たしていません。従って、耐震工事補助金100万円と、今回の建築課長への1か月分の給与・ボーナス分60万円の計160万円を不当な公金の支出として、必要なる措置を求めます。」と記載されている。

したがって、耐震工事補助金と建築課長への給与・ボーナスの支払いについて、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを対象とした。

## 第4 監査の結果

監査の対象事項に関して、監査対象部局である建設部建築課からの聴取により、次のとおり、事実関係を認めた。

## 1 工事内容の確認

本件工事の工事内容については、令和6年8月29日付けで提出された補助金交付申請書及び令和6年9月18日付けの着手届において添付されていた、見積書、図面、契約書により、本件工事が改築工事には該当しないことを建築課は確認している。更に10月初旬に請求人からの問い合わせがあったため、施工業者より、工事写真を取り寄せ、建築課が聴取を行い、再度確認をしている。

### (1) 確認した内容

#### (ア) 撤去していない主な部分

屋根の骨組み（棟木、母屋、垂木、小屋梁など）、主要な柱（通し柱・管柱など）、はり、土台、基礎

#### (イ) 撤去された主な部分

屋根瓦、屋根土、野地板、内外壁、窓、天井、床、間柱、風呂、トイレ、洗面、台所の設備

## 2 本件工事の検査について

### (1) 中間確認

半田市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱第9条に基づく中間確認については、必ずしも行わなければならないものではないが、建築課職員が、令和6年10月31日に現地確認を行い、申請どおりの工事が行われていることを確認している。

### (2) 完了検査

工事が完了すると工事着手前、工事施工状況及び工事完了後の写真等を添付した実績報告書が提出されるので、それらをもとに令和7年2月17日に検査が行われていた。検査内容については、検査調書を作成し、決裁がなされている。

## 半田市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱

第9条 申請者は、対象工事が中間に達したときは、市長に連絡をするものとする。

2 市長は、前項の連絡を受けたときは、現地確認を行うことができる。

第12条 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、当該工事完了の日から起算し

て30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までのいずれか早い日までに、半田市民間木造住宅耐震改修工事完了実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 工事費請求書又は領収書の写し（施工業者が発行したものに限る。）

(2) 工事着手前、工事施工状況及び工事完了後の写真（工事箇所及び内容が明確に確認できるものに限る。）

(3) 対象工事が耐震改修工事計画書に基づき施工されたことを示す書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告書の提出があったときは、市長はこの内容について検査することができる。

- 3 前項による検査により不備が判明したときは、検査結果不備事項通知書により申請者に通知するとともに、当該不備事項について改善を求めるものとする。

## 第5 監査委員の判断

本請求書は、同一の請求人から提出された、令和7年4月24日付け住民監査請求書（10枚）に対する、市監査委員による監査結果の内容（本件工事が、大規模の修繕及び模様替に該当する工事であるとした判断）に非違判断が見られるので、監査のやり直しを求めたものである。

本請求書において、請求人は、先の請求と同様に改築工事に該当するとの自身の見解に基づき、「市建築課は、二人の市監査委員に虚偽の説明をして、同課の不正職務を正当化しており、市職員に求められる職責を果たしていません」と主張している。その理由として、「耐震工事補助金申請書の審査を行う際に、本件工事対象の宅地が新築及び建替えを法が認めていない事実を知らずに対応してしまった」、「現地にて解体状況を見分することをお勧めしたが、対応しなかった」と述べている。

建築基準法第2条第1号によれば、建築物とは、「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設をいい、建築設備を含むものとする。」とされている。

つまり、建築物とは「屋根と柱」を有するものと「屋根と壁」を有するものを指している。

そして、改築工事に該当するかは、「建築物の全部若しくは一部の除却」が為されたのか否かで判断されることとなる。

本件工事の内容については、補助金交付申請書提出時の見積書や図面を確認することで、どの部材が撤去され、どの部材が残っているかの判断ができる。

また、着手届提出時に添付された契約書により、交付申請書提出時から、工事内容に変更があるのかないのかの確認ができる。

更には、施工業者から提出された工事写真で、通し柱やはり、屋根の骨組み、基礎等について、撤去していないことは、現地確認をせずとも確認をすることができる。

これらの写真を見ても、建築物である「屋根と柱」は、残っているため、建築物の全部若しくは一部を除却したことにはならず、改築には該当しないと判断できる。

加えて、建築課への聴取により、義務化されていない現地での中間確認も行っており、施工業者から提出された写真等により工事が申請通りに完了しているかを確認するための完了検査を行った後に補助金が交付されている。

以上のことから、建築課は、監査委員に虚偽の説明をしておらず、適正に職務を遂行していると認められる。職責を果たしていなければ、処分がなされるべきだが、処分がない以上、半田市は、職員への給与・ボーナスの支払い義務があるので、本請求は「違法又は不当な公金の支出」であるとはいえない。

なお、耐震工事補助金100万円についても不当な公金の支出として、必要なる措置を求めるとあるが、その部分については、令和7年6月20日付け7半監第45号-8の監査結果において判断したとおりであり、「違法又は不当な公金の支出」であると

はいえない。

## 第6 結果

本住民監査請求については、法第 242 条第 11 項の規定に基づき、監査委員の合議により、以下のとおり決定した。

本住民監査請求は、理由がないと認められるので、法第 242 条第 5 項の規定により棄却する。

以上